

北九州市地域防災計画

災害対策編

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	北九州市防災会議	1
第 3 節	計画の基本的な考え方	3
第 4 節	計画の性格等	5
第 5 節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第 6 節	災害の想定	10

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	風水害の予防	15
第 2 節	高潮災害の予防	17
第 3 節	地すべり（砂防）山くずれ等の災害予防	19
第 4 節	建築物等の災害予防	21
第 5 節	災害原因等の科学的調査	22
第 6 節	地震に強いまちづくりの推進	31
第 7 節	建築物の安全化	36
第 8 節	地盤災害の防止	37
第 9 節	災害通信の整備	39
第 10 節	業務継続性の確保	42
第 11 節	災害危険区域（箇所）調査及び事前指導	44
第 12 節	火災の防止	45
第 13 節	津波災害予防	48
第 14 節	海上災害予防	50
第 15 節	産業災害予防	53
第 16 節	都市型災害の予防	54
第 17 節	原子力災害予防	57
第 18 節	要配慮者利用施設対策	59
第 19 節	要配慮者支援体制の整備	62
第 20 節	防災知識等の普及	66
第 21 節	地域における自主防災体制の整備	69
第 22 節	企業防災の推進	71
第 23 節	防災訓練の実施	72
第 24 節	避難場所等の整備	75

第 25 節	こころのケア対策	79
第 26 節	災害ボランティア活動の環境整備	80
第 27 節	民間企業等による災害時地域支援	81
第 28 節	被害認定調査体制の強化	90
第 29 節	緊急通行車両等の事前届出	91
第 30 節	建築物及び宅地の危険度判定体制の強化	94

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	防災組織	95
第 2 節	防災体制	101
第 3 節	気象情報等の収集・伝達	104
第 4 節	災害通信	107
第 5 節	被害状況等の収集・伝達	108
第 6 節	災害の広報・広聴	111
第 7 節	水防	114
第 8 節	火災対策	115
第 9 節	津波対策	117
第 10 節	海上災害応急対策	122
第 11 節	農業関係災害対策	129
第 12 節	林野火災対策	131
第 13 節	石油コンビナート地帯災害対策	132
第 14 節	放射線及び化学災害対策	133
第 15 節	原子力災害対策	135
第 16 節	環境汚染に関する有害物質等の災害対策	137
第 17 節	地下埋設物事故防止対策	138
第 18 節	大規模事故対策	139
第 19 節	警戒レベルの伝達、避難勧告等の実施、警戒区域の設定	140
第 20 節	避難者の受入れ対応	149
第 21 節	食料供給	156
第 22 節	給水	159
第 23 節	物資供給	161
第 24 節	受援計画	163
第 25 節	交通輸送	165
第 26 節	救出救急業務	172
第 27 節	医療・助産及び避難行動要支援者対策	175
第 28 節	応急住宅対策	180
第 29 節	下水道応急対策	182
第 30 節	市有建築物の応急対策	183
第 31 節	公共的土木施設応急対策	184
第 32 節	防疫	187

第 33 節	廃棄物の処理及び清掃	189
第 34 節	障害物の除去	192
第 35 節	行方不明者の捜索、遺体対策	193
第 36 節	警備対策	196
第 37 節	文教対策	197
第 38 節	労務供給	201
第 39 節	物価安定のための監視・要請	202
第 40 節	災害救助法の適用	203
第 41 節	被害認定調査の実施	205
第 42 節	自衛隊災害派遣要請	206
第 43 節	相互応援協力	213
第 44 節	民間団体協力要請	217
第 45 節	電力、ガス施設災害応急対策	218
第 46 節	通信施設災害応急対策	226
第 47 節	災害ボランティアとの連携	228

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	災害復旧・復興体制	229
第 2 節	義援金の配分	229
第 3 節	弔慰金、見舞金等の支給	230
第 4 節	罹災証明書・被災証明書の交付	230
第 5 節	被災者生活再建支援法の適用	231
第 6 節	公共施設の災害復旧	232
第 7 節	災害復旧・復興に伴う国の財政援助確保	232
第 8 節	民間施設等の災害復旧・復興の助成及び租税の減免	232
第 9 節	復旧復興事業からの暴力団排除	232

